

JR 東日本エネルギー開発株式会社「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業
環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和元年 7月25日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業環境影響評価準備書」について、JR 東日本エネルギー開発株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 福島県双葉郡川内村
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大40,799kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 2月 1日
環境大臣意見受理	平成28年 3月31日
経済産業大臣意見発出	平成28年 4月15日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 3月 6日
住民意見の概要等受理	平成29年 6月14日
福島県知事意見受理	平成29年 8月10日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 8月31日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成30年 10月29日
意見の概要等受理	平成31年 1月 7日
福島県知事意見受理	平成31年 3月26日
環境大臣意見受理	令和元年 6月11日
経済産業大臣勧告発出	令和元年 7月25日

問合せ先:電力安全課 須之内
電話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 事後調査について

- ア. 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ. 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程及びその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。
- ウ. 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(2) 累積的影響について

本事業の対象事業実施区域の周辺では、他事業者による2件の風力発電事業の環境影響評価手続が進められているため、引き続き、可能な限り事業者間で協議・調整し、必要な情報を共有し、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

2. 各論

(1) 土地の改変に対する環境影響

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路の新設による比較的大きな改変が行われる箇所があることから、これらの土地の改変に伴う森林の伐採、土砂の流出による水環境及び生態系等への影響が懸念される。このため、擁壁等の構造物の活用等を図るとともに、ヤードの土工計画、道路線形の再検討を行うこと等で、切土量及び盛土量を可能な限り少量化すること。また、やむを得ず大きな改変を行う場合においては、ヤード、道路を問わず、濁水の発生防止や法面の排水、土砂の流出について検討し、必要な対策を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

本事業の対象事業実施区域及びその周辺では、複数の希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されていることから、本事業の実施に伴う風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等の影響が懸念される。

そのため、本事業の実施による影響を回避・低減する観点から、バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装又はシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置及び稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 発生土等

本準備書によれば、本事業の実施に伴う発生土や伐採木等の廃棄物(以下「発生土等」という。)は、本事業等の中で再利用し、残土については対象事業実施区域内から搬出しないこと、廃棄物については再利用が困難な場合は適正に処理することとする計画となっている。しかし、全ての発生土等の再利用等を完了するまでには、比較的長期間を要する可能性があること等から、以下の措置を講ずること。

ア. 発生抑制の徹底

工事規模や工法の工夫等により、発生土等の発生量を可能な限り抑制すること。

イ. 発生土等の運搬・一時保管

発生土等を運搬する場合には、飛散・流出等により周辺環境に影響を及ぼさないよう、適切に運搬すること。また、ヤード等における一時的な保管時において、濁水の発生防止や土砂の流出防止その他周辺環境に影響を及ぼさないよう、適切に管理すること。

ウ. 廃棄物の処分

全ての廃棄物の再利用が実現せず、一部を廃棄物として処分する場合には、それらの放射性物質濃度を調査するとともに、関係機関と調整した上で、適切な方法で、搬出、運搬及び処分等を実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。